

保存版

冷戦後の世界で日本はどう生きるか

—国際的責任と新たな平和主義—

1991年7月

社団法人 関西経済同友会
安全保障委員会

はじめに

東欧諸国の共産主義体制の崩壊、米ソマルタ会談、ドイツ統一等により戦後世界を規定していた冷戦体制が終わろうとする中、イラクの突然のクウェート侵略に端を発する湾岸危機・戦争が勃発した。湾岸戦争は、冷戦の終焉により地域的な不安定さが顕在化しうることを示した。

また同時に、我々に「冷戦後の世界で日本はどう生きるか」という大問題を突きつけた。経済的繁栄をひたすら追及し他国の戦争には関与しないという、これまでの生き方が一つの転換期を迎えた感を抱かせた。

当安全保障委員会は、冷戦の終焉と日米安保締結30年を節目に、今後の我が国の安全保障のあり方について研究を始めたが、その直後にこの湾岸危機が発生した。湾岸情勢を注視しつつ昨年来、この戦争へ日本が如何なる対応をとるべきかについて憲法問題まで含め様々な議論を重ねてきた。

外交・安全保障の問題は国民一人一人に関わる重大な問題である。今回の湾岸戦争への我が国の対応を振り返るとき、政府だけでなく各界、各層で政策論議を深めていくことが、従来にも増して必要となっていることを痛感した。我々、経済人も社会のオピニオン・リーダーの一員として外交・安全保障の問題に関しても積極的に論議し、考えを表明していくべきと考えた。湾岸戦争を機に盛り上がった本質的な論議の動きを、決して一時のものに終わらせてはならない。

本提言は、湾岸戦争を重要な教訓として位置付け、冷戦後の世界に向けた我が国の外交・安全保障が如何にあるべきかについて幅広く我々の考えをとりまとめたものである。具体的には次の3つの観点から以下に見解を申し述べたい。

- 対外理念
- 安全保障の政策（国際・アジア太平洋地域・日米安保の3つの視点から）
- 対外政策の実施体制

今後の我が国の進路を考える上で、何らかの参考になれば幸いである。

1991年7月

(社)関西経済同友会
安全保障委員会
委員長 遠藤 義一

目 次

はじめに

要 旨	-----	1
本 文	-----	5
1. 国際的責任を踏まえた積極的平和主義への転換を	-----	6
2. 国連の平和維持活動（PKO）への積極的な参加を 可能にすべく国内体制の整備を	-----	8
3. 国際緊急援助隊への自衛隊参加を 可能にすべく自衛隊法の改正を	-----	10
4. 求められるアジア・太平洋地域における 多国間の政治対話の場	-----	11
5. 引き続き自衛力整備と日米安保関係の維持・強化が必要	-----	13
6. 国際的ネットワークを有する企業の情報力を 外交体制強化に向け有効活用を	-----	15
7. 外交・安全保障政策に関する 外務省と経済界の意見交換の場を	-----	17
8. 国民合意の形成 －自衛隊に対する正しい認識と社会的評価を	-----	18
終 わ り に	-----	19
平成2年度・3年度 安全保障委員会活動状況	-----	20
平成3年度 安全保障委員会常任委員会名簿	-----	22

— 要 旨 —

対 外 理 念

1. 国際的責任を踏まえた積極的平和主義 への転換を

冷戦後の世界に向けて、我が国は対外的な国家理念を明確にする必要がある。その基本の理念は日本国憲法に基づく平和主義である。戦後、我々は繁栄を追求するあまり、「自国本位の平和主義」に陥っていたが、今後は経済力にふさわしい国際的責任を踏まえ、積極的な平和主義という憲法本来の基本理念に立ち帰る必要がある。今後、我が国が対外理念として掲げるべき「積極的平和主義」とは、武力によって国際紛争を解決するというのではなく、経済はもとより政治・外交・文化等あらゆる面で、世界の平和と繁栄を保障する国際秩序の構築に積極的に協力していこうという生き方である。同時に、国際的義務とりわけ国連加盟国としての義務を十分に果たしていこうとするものである。

安 全 保 障 政 策

2. 国連の平和維持活動(PKO)への積極 的な参加を可能にすべく国内体制の整 備を—自衛隊の参加を軸に—

国連加盟国である我が国の果たすべき一つの義務として、および国際秩序の維持に対する意志の明確化のため、我が国は国連の平和維持活動(PKO)に対して、積極的に参加・協力できる様、国内体制を整備すべきである。PKOの中核は軍事組織であり、PKOに参加する各国の実態も軍人あるいは軍事訓練の経験者が中心であることから、実効あるPKO活動を行うためには自衛隊を参加させることが必要である。よって自衛隊の参加を可能とする自衛隊法の改正を行うべきであり、またPKO用の訓練制度等の早急な確立を図るべきである。

また個々のPKO発足に際し、我が国がいかなる形態で参加するかという政策の判断に当たっては、段階的に参加し、実績を積み上げていくことが望ましい。カンボジア和平達成後のPKOへの参加についても、受け入れ国の意向を十分に尊重しつつ柔軟な対応がとれる様、準備を整えておくべきである。

3. 国際緊急援助隊への自衛隊参加を可能にすべく自衛隊法の改正を

現在、主に海外の大規模災害を対象に救助・医療活動等を行っている国際緊急援助隊を、例えば今回の湾岸戦争で発生した被災民の救済や医療、輸送といった、戦争による被害にも迅速かつ十分な対応が出来る様、規模・機能の格段の強化を図るべきである。危機の中でも、これらの実効ある救済・医療活動を行うためには自衛隊の協力が不可欠である。よって国際緊急援助隊への自衛隊参加を可能にするために、自衛隊法ならびに国際緊急援助隊派遣法の改正を行うべきである。また先の掃海艇派遣に関しても法的解釈を明確にするために、国連あるいは関係国の要請を前提とする紛争終了後の平時においては、海上自衛隊の日本領海外での掃海業務が可能となる様、自衛隊法に新たな任務規定を追加すべきである。

4. 求められるアジア・太平洋地域における多国間の政治対話の場

我が国が積極的平和主義の理念を具体化すべき外交の場は、まずアジア・太平洋地域である。特に北東アジア、東南アジア地域を我が国外交の基盤として政策の重点とすることを改めて確認すべきである。この地域の安定的秩序構築のための我が国の基本的姿勢は「経済協力を通じての平和達成」にある。併わせて、アジア諸国の我が国への期待を汲み取ると共に域内相互の信頼関係を深めるために、多国間の政治対話の場を設けることが必要である。この政治対話は軌道に乗れば軍事・安全保障の分野の協議まで発展させるべきである。その場合、米国に加えて、中国、ソ連の参加を得ることが重要である。

5. 引き続き自衛力整備と日米安保関係の維持・強化が必要

ソ連の対外政策の変化、東欧の共産主義体制の崩壊、米ソ間の戦略兵器削減交渉の最終合意等により、東西の冷戦体制は、ほぼ終焉したといえる。しかしながら、東西関係の変化は現段階ではまだ不確実性が残っている。さらに民族、宗教、領土等、様々な要因から途上国を中心に地域紛争が生起する恐れがあると共に、我が国の周辺地域の情勢をみても、欧州に比べ緊張緩和の動きは遅れている。

よって、我が国は引き続き自衛力の整備に努めると共に日米安保関係の一層の維持・強化を図らねばならない。日米安保は日本の安全保障に不可欠であるだけでなくアジア・太平洋地域全体の安定にとっても極めて大きな意義がある。また日米安保を有効に機能させる為にも、専守防衛の原則を踏まえ、自国の安全は自らの手で守るという気概を国民一人一人が持ち、その上に自衛力を充実させるべきである。

6. 国際的ネットワークを有する企業の情報力を外交体制強化に向け有効活用を

対外政策の実施体制を強化するためには、各省庁間の政策調整機能を強化すると同時に、外務省の体制強化を図るべきである。特に、情報の収集・分析機能の強化に重点をおいた人員の拡充が必要である。情報収集・分析活動を行うための専門家の養成に努める一方、外務省職員の在外公館における在任期間を長期化することが望ましい。また企業のもつ世界的な情報力、情報収集機能を在外公館を中心に有効活用すべきである。多くの在外公館において設けられている現地日系企業等との意見交換の場を、一層、積極的に活用する必要がある。

さらには、有事法制を含め危機管理の体制整備に本格的に着手すべきである。

7. 外交・安全保障政策に関する外務省と経済界の実質的な意見交換の場を

21世紀に向け今後、益々難しくなることが予想される外交課題の解決に当たって、政治の果たすべき役割は大きい。国民の総意を結集し外交を一元的に推進する上で、首相のリーダーシップは何よりも重要である。また外交・安全保障に関する国内での政策論議を活発化し、各界・各層の総意を汲み上げていくことが必要である。その為の一つの具体策として、外務省と経済界が外交・安全保障政策について実質的な意見交換を図るための定期的な協議の場を設けるべきである。

8. 国民合意の形成－自衛隊に対する正しい認識と社会的評価を

国際貢献に向けて国民意識の一層の醸成を図らねばならない。そのためには教育の場を通じて、我が国の対外理念や外交、防衛のあり方等について積極的に国民に対し理解を求めていくことが必要である。

また、特に自衛隊の役割についての正しい認識を形成し、社会的評価の向上を図ることが極めて重要である。自衛隊の使命は我が国の平和と独立を保ち、国民の生命・財産そしてそれを保障する自由と民主主義の体制を守ることである。主権国家として自衛のための防衛力をもつことは当然である。この主要任務を踏まえ、さらに、PKOおよび国際的な災害救援に参加し、いわば国際的な安全保障に協力することを新たな任務として明確にする必要がある。また生命の危険を伴う任務にふさわしい社会的評価と待遇を与えるべきである。

冷戦後の世界で日本はどう生きるか ～国際的責任と新たな平和主義～

(本文)

(1) 国際的責任を踏まえた積極的平和主義への転換を

1) 自国本位の平和主義からの脱却

今、我々は日本の対外的な国家理念を明確化すべき時期にある。冷戦という戦後世界の基本構造が崩壊しつつある中、世界第2の経済大国として好むと好まざるとにかかわらず対外的な影響力を持つ我が国は、世界に対して明確な意志と鮮明な顔を持たねばならない。日本という国家が、世界の中でいかなる存在たらんとするかが問われているのである。

アジア諸国は、どこを向き何をしようとしているか分からない日本に不安を抱く。また欧米諸国には人権や、民主主義、人道主義、自由主義といった国際的にも通用する明確な国家理念があり、対外的にもそれを標榜してきた。それが故に明確な理念をもたない国家は国としての尊敬を得られない。

我が国に對外理念と呼べるものがなかった訳ではない。日本国憲法に基づく平和主義の原則が基本的な對外理念といえよう。ただ、これまでの平和主義は、他国が戦争をしようとする日本だけが戦争に巻き込まれず平和で繁栄すれば良い、との自己中心的な平和主義であった事も事実であろう。敗戦の惨禍と反省、そして「もう戦争は決して起こさない」との決意が、戦後45年間、繁栄を追求するあまり、「自国本位の平和主義」に陥ってしまったことを我々は反省する必要がある。「自国本位の平和主義」は、「国際社会の中で名誉ある地位」を占めようとする国の理念には到底なりえない。

2) 積極的平和主義へ

経済力にふさわしい国際的責任を踏まえ、これまでの「自国本位の平和主義」の惰性から脱却せねばならない。これは日本国憲法の本来の基本理念にいま一度立ち帰ることである。憲法の理念は利己的な国家行動を戒め、国際協調の必要性を求めると共に世界平和の確立に貢献するという積極的な平和主義を唱えている。

我々のいう「積極的平和主義」とは、武力によって国際紛争を解決するというのではなく、経済はもとより政治・外交・文化等あらゆる面で、世界の平和と繁栄を保障する国際秩序の構築に積極的に協力していこうという生き方である。安定した国際秩序なしには我が国の繁栄も平和もありえない。その意味で積極的平和主義を

対外理念として明確に位置づけることは長期的に見て我が国自身の国益にも合致するのである。

3) 国連加盟国としての義務

経済力にふさわしい国際的責任を自覚する上で、国際的義務とりわけ国連加盟国としての義務を認識することが重要である。我が国は国連加盟時に国連憲章の義務の遵守を国際的に約束していることを忘れてはならない。

我々のいう積極的平和主義は、国連の遂行する紛争防止の諸行動に対して支持・協力を行おうとするものである。憲法の平和主義は国連の安全保障面への我が国の協力を決して妨げるものではないことを確認しておく必要がある。

4) 人的国際貢献の必要性

積極的平和主義の理念は単なるお題目であってはならない。その理念を実現べく個々の政策を一つずつ積み上げていくこと、そのプロセスこそが重要なのである。それぞれの政策の立案・実行に際しては、これまでの政治なり外交なり安全保障のあり方について抜本的に再考を加え、新たな行動を起こす覚悟が求められている。

特に今回の湾岸戦争で明らかになったことは、積極的平和主義を政策として実行する上で、何よりも目に見える人的国際貢献が必要だという点である。「経済力による国際貢献」の効果を高める為にも人的な国際貢献が不可欠であり、それを可能にする国内の体制を早急に確立しなければならない。

以下において積極的平和主義の理念を実行していく上で重要と思われる政策を4点提言する。第1は国連の平和維持活動(PKO)への協力であり、第2は国際緊急援助隊の強化である。この2つは、いわば国際的なレベルでの安全保障の向上を図る上で我が国が協力しうる政策であり、同時に喫緊の課題である人的国際貢献にも資するものである。第3にアジア・太平洋地域における安全保障の視点から多国間の政治対話の場の設置を提言し、第4に積極的平和主義の理念を実施していく上での前提となる我が国自身の安全保障・防衛のあり方について提言する。

さらに上記の政策を実行する上で不可欠な対外政策の実施体制・国内体制のあり方について、行政、政治および国民意識の面からさらに3点を提言する。

(2) 国連の平和維持活動(PKO)への積極的な参加を可能にすべく国内体制の整備を―自衛隊の参加を軸に―

1) PKOへの協力の必要性

米ソ間の冷戦の終焉により、これまで米ソの緊張によって抑制されていた地域的な紛争が表面化しつつある。米ソ両国の紛争抑止機能が相対的に低下する中、国連の国際的な安全保障機能がより期待しうる様になった。国連への協力・協調は「自由主義諸国との協調」、「アジアの一員としての立場の堅持」と共にいわゆる我が国外交の3原則の一つとされている。我が国が「積極的平和主義」の理念を実現してく上で、国連は行動のよりどころとして、ふさわしい場でもある。

国連の安全保障活動に協力する場合、国連憲章7章の定める正規の「国連軍」が設置されるのは将来の課題である。従って、まず兵力引き離し、停戦監視、選挙監視などで実績があり、ノーベル平和賞も受賞する等、国際的に高い評価を得ている平和維持活動(PKO)に対し我が国は積極的な参加・協力を行うべきである。今後、地域紛争が発生した場合、平和秩序の回復・維持に果たすPKOの役割は益々大きなものとなろう。PKOへの協力は国連加盟国としての我が国に課せられた一つの義務と解すべきである。PKOに協力することにより、国際秩序の維持に対する我が国の意思を世界に表明することにもなる。

2) PKOには自衛隊の参加が必要

国連の平和維持活動(PKO)とは「国際平和を脅かす地域的な紛争や事態に対して、国連が関係国の要請や同意の下に、国連の権威を象徴する一定の軍事組織を現地駐留させ、これらの軍事機関による第三者的・中立的役割を通じて地域的な紛争や事態を平和的に収拾することを目的とした国連活動」と定義される。

この定義が示す様に、PKOの中核は軍事組織であり、PKOに参加する各国の実態も軍人あるいは軍事訓練の経験者が中心である。その意味で我が国がPKOに参加し実効ある活動を行うためには自衛隊を参加させることが妥当である。もし自衛隊の参加を認めない新たなPKO組織を創設するとすれば、第二軍ともいえる新組織が危険地域へ赴き、現職の自衛隊員が内地で安全な勤務につくという事になり、自衛隊そのものの存在理由が問われることにもなりかねない。

PKOの活動は、停戦監視や選挙監視さらには行政、治安、輸送など幅広い分野に渡っている。その意味で文官の積極参加が重要であることはもちろんである。

3) 平和維持軍を含め全面的にPKOに参加できる国内体制の整備を

PKOへの参加の範囲に関して、我々は選挙監視、停戦監視に加え平和維持軍本体にまで、つまり全面的にPKOに参加できる様、国内体制を整えておくべきと考える。

平和維持軍への参加については「武力行使を目的、任務とする自衛隊の海外派遣は憲法上許されない」とする政府の憲法解釈との微妙な問題が生じるが、PKOは明らかに特定の国への武力行使を目的とするものではないこと、武器の携帯は自衛上、最小限に限定され、その使用も厳格に抑制されていること等から判断して憲法解釈の許容するところと判断する。

PKO協力のための国内体制整備に当り、特に自衛隊を、PKO参加の為に海外派遣できる様、自衛隊法を改正する必要がある。また現地での効果的なPKO活動を可能とする為に隊員に対する十分な訓練制度を確立することも重要な課題である。

ただ、今後のPKO発足に際し、我が国が如何なる形態のPKO協力を行うか、という政策の判断は当面、慎重な態度で臨むことが望ましい。準備の体制を整えておくべきであるが、実施に当たっては、段階的に参加し実績を積むことが大切である。そのことによって平和維持軍を含むPKO参加への国民的合意をより強固にし、国民の支持を得たPKO協力を可能にするものと考えてる。

今後の課題として、カンボジア和平達成後に発足が見込まれるPKOへの参加問題がある。インドシナ半島はかつて日本軍が進攻したところでもあり、我が国のこの地域へのPKOの参加については、受け入れ国の意向を十分に尊重することが大切である。PKOに参加できるか否かは、個々のケースに応じ国連が関係国、特に受け入れ国と協議の上、決定することになっており、我が国としては受け入れ国のニーズも踏まえ柔軟な対応がとれる様、まず国内の準備体制を整えておくべきである。

4) 政府の十分な情報提供を

PKOへの参加問題は、我が国の防衛・安全保障政策上、重要な政策変更の要素を持つ。湾岸戦争終結を契機にPKO論議が盛んとなっているが、協力の範囲や自衛隊の関与のあり方という重要な決定にあたり、肝心のPKOが何たるかについての情報が不足している感が強い。これまでは政府当局者や専門家の間でしか十分に

知られていなかったものであるだけに、政府はPKOについて他の政策以上に、国民に対する説明を要しよう。新しい政策の決定、実行に国民的コンセンサスが必要な事は論をまたない。そのためにはPKOの意義、性格、設立の経緯、実績、各国の協力の態様、今後の見通し、問題点等について政府の正確で分かりやすい情報提供が迅速かつ効果的に行われることを期待したい。

(3) 国際緊急援助隊への自衛隊参加を可能にすべく自衛隊法の改正を

1) 自衛隊参加による国際緊急援助隊の規模・機能の強化を

海外での災害対策、医療、復旧活動を目的とする外務省所管の国際緊急援助隊の規模、機能の格段の強化を図るべきである。現在の国際緊急援助隊は主に大規模自然災害を対象にしているが、今回の湾岸戦争で発生した被災民の救済や医療、輸送といった戦争による被害にも迅速かつ十分な対応が出来る様、改善すべきである。危機の中でも、これらの実効ある救済活動を行うためには、国内の災害対策で豊富な経験とノウハウを有し、あらゆる状況下でも独力で任務を遂行出来る自衛隊の協力が不可欠である。とりわけ、防衛医官の積極参加を促し、今回の湾岸戦争の様な地域紛争の際に意義ある医療協力を可能にする事が必要である。国際緊急援助隊に自衛隊が参加する場合、出動命令等、管理は政府が行うとしても現場での指揮は自衛隊に任せることが実効ある活動を行う上で極めて重要である。

また国際緊急援助隊の規模の拡大、機能強化に当たっては自衛隊参加と合わせて、現在、同組織の中核を担っている海上保安庁、都道府県警察、自治体消防の一層の参加・協力が求められる。

2) 自衛隊法の改正を

国際緊急援助隊への自衛隊参加を可能にするためには自衛隊法の改正が必要である。政府はこれまで「武力行使の目的をもたないで自衛隊を他国に派遣することは憲法上許されない訳ではないが、法律上、自衛隊の任務権限として規定されていないものについては派遣出来ない」との解釈をとってきた。自衛隊の国際緊急援助隊への参加は明らかに武力行使を目的とするものではないことから、憲法上の問題はない。しかし現在の自衛隊法にはその任務権限がない。従って自衛隊法の定める自衛隊の任務規定に、新たに海外における大規模な災害や難民救済の様な戦争による被害に際し被災国政府、あるいは国際機関の要請に応じ救済活動にあたることを加えるべきである。同時に、現在の国際緊急援助隊派遣法自体の改正も必要となる。

また、同様の趣旨から先に述べたPKOへの自衛隊の参加に関しても、自衛隊法の改正が必要である。国連の行なう平和維持活動に対し、国連の要請を前提として自衛隊を海外に派遣し、その活動に従事できる旨の改正が為されなくてはならない。

さらに、先に実行されたペルシア湾への掃海艇派遣に関しても法的解釈を明確にするために自衛隊法を改正すべきである。政府は機雷等の除去を定める自衛隊法の99条を派遣の法的根拠にしたが、この条文は同法制定時の環境から判断して日本近海を想定しており、今回の措置は拡大解釈とみなされる。国連あるいは関係国の要請を前提とする紛争終了後の平時においては、海上自衛隊の日本領海外での掃海業務が可能となる様、新たに任務規定を追加すべきである。

(4) 求められるアジア・太平洋地域における多国間の政治対話の場

1) 外交の重点をアジアに

ヨーロッパでは冷戦は終焉しつつあるが、アジア・太平洋地域では未だ地域秩序の見通しは不透明である。ソ連の極東アジア地域での兵力削減の兆し、中ソ関係の正常化、韓ソ国交樹立、日ソ関係改善の動き、モンゴルの民主化等、いくつかの点で緊張緩和の動きは見られる。しかしながら一方で、核保有の可能性をもつ北朝鮮の動向と朝鮮半島問題、およびカンボジア問題の先行きは楽観できない。またフィリピンの国内的不安定、ミャンマーの内乱等、不安定要因は少なくない。

我が国は、ヨーロッパの冷戦終焉の動きをアジア・太平洋地域にも波及させ、この地域に安定した秩序をもたらす様、政策の努力を重ねる事が一層求められている。

北東アジア、東南アジアを中心とする「アジア・太平洋」は日本外交のよって立つ基盤としての重要地域である。日本の国力の増大に伴い、近年、外交の地域的範囲がアフリカや中南米等へとグローバル化してきている。全世界に目配りする事は必要であるが日米基軸を前提としつつ、アジア・太平洋地域、特にアジアこそが日本外交の重点地域であることを改めて政策的に確認すべきである。この地域と我が国の近年の一層の経済関係の緊密化は、その必要性を高めている。

この地域の安定的秩序構築のためには特に次の2点が重要と考える。

2) 経済協力による平和を

第1に、我が国は経済協力によってこの地域の経済発展を助け、国内的な安定を図ることを引き続き基本的な姿勢とすべきである。N I E Sに続きA S E A N諸国も着実な経済発展を遂げつつあるが、未だ貧困の解消が課題となっている国も多く、国内の所得分配が不平等なままの国もある。経済発展はやがて政治的安定につながる事をこれまでの歴史が教えている。国内の政治的不安定は対外的な紛争につながりやすい。従って我が国は経済協力の一層の推進を図ることによってこの地域の安定に貢献すべきである。特に中国の経済発展と政治的安定はアジア全体の安定にとって極めて重要であり、その意味で日中経済関係の一層の拡大が求められる。またカンボジア問題の平和的解決の進展を注視しつつベトナムに対しても徐々に経済協力を行い、長期的には北朝鮮も加えアジアの社会主義国をアジア・太平洋地域の経済的ダイナミズムの環に取り込んでいくことが必要である。

3) 多国間の政治対話の場を

第2は、多国間での政治対話の活性化を図ることである。この地域には「経済」に関してアジア太平洋経済協力閣僚会議（A P E C）、太平洋経済協力会議（P E C C）、太平洋経済委員会（P B E C）、太平洋貿易開発会議（P A F T A D）等、各種の多国間協議の組織がある。この地域を結びつける要素が「経済」であることから当然、この様に多層的な経済に関する対話の場が設けられているのであるが、これに対し、政治に関する多国間の対話機構は極めて少ない。

経済協力、経済交流の拡大・深化はそれ自体、政治的な意味合いをもつ。我が国がこの地域の平和的・安定的秩序の構築に控えめながらも実質的なリーダーシップを発揮し、例えばアジアの声をサミット等国际政治の場で反映させ、アジア各国の利益増進を図るためには、何らかの多国間の政治対話の場が必要である。二国間では経済協力の出し手と受け手という配慮から汲み取れない日本への批判・期待も多国間の場では引き出しやすい。この地域での秩序構築に積極的に協力していこうとするならば、我が国は謙虚にアジアの声を聴くことに努力しなければならない。

同時に従来の二国間の関係に加えて、この多国間の政治対話の場でも我が国の考えを個々の政策につき明確に主張していくことが重要である。とりわけ先に述べた自衛隊の平和的活用、P K O協力といった軍事に関する問題に関しては、アジア諸国は我が国が再び軍事大国になるのではないかと懸念を抱いている。こうした懸念に対し、我が国は平和主義の決意を誠意をもって説明・説得していかななくてはならない。歴史的・地理的に関係の深いアジア諸国の信頼を得ることなしに「国際社会の中で名誉ある地位」を占めることは不可能なのである。

4) 政治対話から安全保障の協議へ

また多国間の政治対話は我が国に対してだけではなく、複雑な関係にある域内各国相互の不信感も緩和するであろう。これまで政治上の理由から交流のチャンネルがなかった国同士が互いに相手国の意志・行動を理解し合える様にもなる。この政治対話は、アジア・太平洋地域における各分野での米国の影響力の大きさに鑑み米国の参加を得ることが不可欠である。

政治的な意味での不信感の除去・緩和は域内全体の安全保障の向上にもつながる。政治対話の積み重ねが軌道に乗れば軍事・安全保障の分野での協議も併せて行うべきである。政治的不信感の除去に成功すれば次は信頼醸成の仕組みづくり、さらには軍備管理、軍縮への話し合いへと内容を発展させる必要がある。その場合、中国ならびにソ連の参加が重要となろう。

ヨーロッパのECや全欧安保協力会議(CSCE)の様に、アジア・太平洋地域においても「戦争が起きない」制度的枠組みを構築するという、大目標に向かって我が国は一步を踏み出す時期に来ている。

(5)引き続き自衛力整備と日米安保関係の維持・強化が必要

国連の平和維持活動への参加や、国際的災害救援、アジア・太平洋地域の政治対話等によって国際的・地域的な安全保障に協力していくためには、当然のことながらその前提として、我が国への直接的な侵略に対する十分な防衛体制を整えておかなくてはならない。我が国の安全は自衛隊による自衛力保持と日米安保によって維持されていることを忘れてはならない。

1) 国際情勢の認識

ソ連の対外政策の変化、東欧の共産主義体制の崩壊、東西ドイツの統一、ワルシャワ条約機構の事実上の解体等により東西の冷戦体制は、ほぼ終焉したといえる。さらに米ソ間の戦略兵器削減交渉が最終合意に達し、欧州通常戦力交渉も大きく進展する等、核戦争および東西間の武力衝突の可能性が大幅に低下している。この傾向は定着に向かっているものと想定しうるが、現段階では、まだ不確実性が残っていることも事実である。

また、民族、宗教、イデオロギー、領土等、様々な要因から今回のイラクのクウェート侵略の様な地域紛争が、発展途上国を中心に起こりやすくなる、との懸念も高まっている。我が国をとりまく周辺地域の情勢をみても、幾つかの点で好まし

い動きは見られるものの不安定性は残っており、欧州に比べても緊張緩和の動きは遅れている。

この様に世界は依然、不安定性を内包しているものであり、我が国は引き続き、自国の安全の確保に努めなくてはならない。

2) 日米安保体制の維持・強化と自衛力整備

我が国の防衛政策は、専守防衛の理念の下に、限定的かつ小規模な侵略については原則として独力で排除するための必要最小限の防衛力を保持し、それ以上の脅威には、日米安保体制による米軍事力に依存することが基本になっている。

締結30年を迎えた日米安保体制は冷戦の終焉により転換期を迎えている。さらに米国の経済力低下、アジア・太平洋における兵力削減の動き、心理的な対日不満の高まり等の理由から弱体化に向かうことも懸念される。これに日本側のナショナリズムが高まれば日米が決定的に対立する可能性も否定はできない。このような状況にあって我が国としては日米安保関係の維持・強化を図らねばならない。日米安保は日本の安全保障に役立つだけでなく、アジア・太平洋地域全体の安定にとっても大きな意義があることも忘れてはならない。極東の軍事バランスの維持だけでなく、広くアジア・太平洋地域における地域紛争を抑止し、政治的不安定性を管理する意義は小さくない。またアジア諸国も、我が国の軍事力が日米安保の枠の中に納まっていることで不安感を少なくしている。

日米安保の維持・強化が重要であるが、ただ日米同盟に寄りかかるだけではなく、日米安保を有効に機能させるためにも、専守防衛の原則を踏まえ、自国の安全は自らの手で守るという気概を国民一人一人が持ち、その上に自衛力を充実させるべきである。

しかしながら、自衛隊の現状は陸上自衛隊を中心に人員の充足率が低い、弾薬・燃料の準備が不十分、戦闘訓練の場がない、有事即応の態勢がない、陸海空三自衛隊の統合作戦計画がないといった点が以前から指摘されている。兵力の正面装備を充実することも大切であるが、これらの根幹的な問題を解決することこそ最も重要である。有事の際に有効に機能する防衛体制のあり方について改めて真剣に論議を深め、早急な改善を求めたい。

(6) 国際的ネットワークを有する企業の情報力を外交体制強化に向け有効活用を

今後、我が国が積極的平和主義を対外理念に掲げ、個々の政策を推進していくに当たり、その足腰となる国内の対外政策実施体制を強固にすることが極めて重要である。崇高な理念もそれを支持・実行する国内システムが整備されていなければ無きに等しい。具体的には特に次の3点を指摘する。

1) 政策調整機能の強化

第1は、各省庁間の政策調整機能の強化である。従来から経済問題を中心とする様々な政策の実行に際し、行政のタテ割構造の弊害がみられたが、今回の湾岸危機・戦争への対応においてもこの問題の深刻さが一層明らかになった。今回の様な国家のいわば危機的状況においては、迅速な意志決定と機動的な対応が何よりも必要となるだけに、本格的な改善が求められる。この意味で内閣官房の安全保障室および外政審議室の機能強化に向け組織を抜本的に見直すべきである。あわせて非常事の際の意志決定プロセスの簡素化についても検討すべきである。

2) 外務省の体制強化

第2は、対外政策の中枢たる外務省の体制強化である。国際社会の相互依存の拡大、我が国の国際的地位の向上とそれに伴う果たすべき役割の増大等により、外交の範囲が広がり、活動内容もより高度化してきている。この様な状況に対し、それをこなす外務省の人員は約4400人と、米国の約4分の1、英国の約半分である。ドイツ、フランスの約6500人と比べても極めて少ない。もちろん人員さえ増やせば外交機能が強まる訳ではない。しかし、特に在外公館では情報収集に費やす時間的余裕が少ない等、現状では様々な問題が生じている。人員を拡充すると共に業務を見直すことによって、従来より改善が求められている情報の収集と分析機能を重点的に強化すべきである。ポスト冷戦の時代は外交力の時代ともいえ、また外交力向上に情報は不可欠の要素である。

情報機能強化の一方策として国際的ネットワークを有する我が国企業の、情報力、情報収集機能を在外公館を中心に有効活用を図ることを提案したい。商社のみならず、金融、メーカー等、我が国企業の経済活動は益々グローバル化しており、各企業の持つ情報は質量ともに世界的にも高水準にある。多くの在外公館において、特殊法人の海外現地事務所や現地日系企業等と随時意見交換の場が設けられているが、その場の一層の積極活用が必要である。企業のもつ情報力をより有効に活用し、政策に反映すべく更なる工夫が双方に望まれる。その際、企業側は意識の変革が必要であり、在外公館は、得られた情報を組織的に管理し、外務本省に効果的に伝達する事が重要である。

また、情報収集・分析活動を行うための専門家の養成に努めると共に、外務省職員の外公館における在任期間を長期化することが望ましい。併わせて、湾岸戦争の様な地域紛争発生に備え、軍事的な情報の収集・分析活動を行なうため、防衛駐在官制度の充実も図るべきである。

さらに外交の体制強化として、各国から収集した情報をベースに、国としての中長期の視点に立った総合的な政策の企画・立案機能をより充実することも重要である。日本の外交の対象が世界全体に拡大する中でグローバルな視点から「地域局」を総合的に鳥瞰・調整し、国としての統合された「外交戦略」を練り上げていくことが従来にも増して必要となっている。その意味で例えば情報調査局の一層の機能・権限強化も重要である。

3) 危機管理体制の整備

対外政策の実施体制に関し指摘したい3番目の点は、危機管理の能力と体制の整備である。本会は1978年に西ヨーロッパ諸国の安全保障の実情を視察した経験から、かねてより我が国の危機管理体制の早急な整備の必要性を訴えてきた。しかしながら十数年、この点での改善がほとんど見られないまま、湾岸戦争を迎えてしまったことは極めて遺憾である。今回の湾岸戦争を重要な契機ととらえ、危機管理のあり方について本格的な取り組みを始めなければならないことを改めて指摘したい。軍事的脅威、地域紛争、災害等様々な危機のケースを洗い出し、その具体的対処策を用意しておくべきである。特に、有事法制のあり方につき、政府は国民各層の理解を深めるべく、具体的な検討に着手すべきである。自衛隊の行動を中心とする非常時の措置を平時から整えておくことは国家として当然のことである。また戦争時における在外邦人の保護・救済のあり方についても本格的な論議が求められる。

(7) 外交・安全保障政策に関する外務省と経済界の意見交換の場を

1) 政治の重要性

対外政策の推進に当り行政以上に重要なのは政治の役割である。湾岸戦争への対応を始め北方領土問題を抱える対ソ連外交、および北朝鮮への対応等、従来以上に難しい外交課題を抱える中であって、外交を派閥次元の国内政治上の配慮から行っている事はない事は当然である。とりわけ湾岸戦争の様ないわば国家の非常時においては、与野党が一致団結、少なくとも与党と政府が一体となって「外交の一元化」に努めるべきである。多元外交は日本の国益にとって極めて有害であることは論をまたない。

また、利害が錯綜するときこそ外交を一元的に遂行し、国民の総意を結集できるのは首相をおいて他にはないことを改めて強調しておきたい。

さらに政治に期待する点として、与党と野党が共通の基盤に立って建設的な政策論議を展開することを強く要望する。国連平和協力法案以来、湾岸問題への我が国の対応をめぐる国会論戦はあまりにも法解釈に拘泥した後向きの議論であった。自衛隊の存在そのものを否定する原理的対立からは有効な政策論議は期待しえない。その意味で最近の社会党の実質的な自衛隊容認を主な内容とする現実的な政策転換の動きを大いに歓迎する。与野党が共通の基盤に立ち、真の意味での安全保障の「政策」のあり方を国民に問うべきである。

2) 政策に関する外務省と経済界の定期的な意見交換の場を

冷戦後の世界に向け我が国の外交・安全保障政策を積極的に展開していく上で、国内での政策論議を一層活発化し、国内の各界・各層の総意を汲み上げていくことが不可欠である。そのための一つの具体策として、外務省と経済界が外交・安全保障政策について実質的な意見交換を図るための定期的な協議の場を設けることを提案する。世界経済をリードする経済力と経営力をもつに至った我が国企業のもつ情報力と知恵を、我が国対外政策の形成に有効に活用すべきである。グローバル化時代において企業のもつ対外的な影響力は極めて大きく、企業も広い意味での外交・対外政策の重要な担い手となっている。日本の国際的な評価は政府の政策によってのみ決まる訳ではない。この意味で我々は企業・経済界の役割について十分な自覚をもたねばならない。

(8) 国民合意の形成－自衛隊に対する正しい認識と社会的評価を

1) 国民合意の形成と教育の重要性

「国民の支持」は外交の源である。国民の合意と支持なき政策は長続きしない。とりわけ、国の安全、人的国際貢献といった重要な政策の実行にあたっては国民の支持は不可欠である。湾岸戦争を経て我々国民の意識は、平和主義を堅持しつつ国力にふさわしい国際的責任を果たすべきだとする方向に醸成されつつある。この国民的合意は湾岸戦争に関連した一時のムードによるものであってはならず、今後とも各界あげて確固たるものにしていかなねばならない。そのためには我が国の対外理念、外交政策、および防衛のあり方等について、教育の場を通じて積極的に国民に対し理解を求めていくことが必要である。

2) 自衛隊に対する正しい認識と社会的評価を

本会はいかねてより、国の安全保障を確立する上での国民意識醸成の重要性を訴えてきた。国際責任の自覚と共に改めてこの点の重要性を指摘しておきたい。その際、特に自衛隊の役割についての国民の正しい認識の形成を図ると共に積極的評価を行うことがいま極めて重要だと考える。

自衛隊は我が国の平和と独立を保ち、国民の生命・財産そしてそれを保障する自由と民主主義の体制を守るために不可欠の存在である。主権国家として自衛のための防衛力をもつことは当然である。世界は冷戦の終焉により「戦争なき世界」へ少しずつ近づきつつあるかに見えるが、不透明な国際政治の現実から考えて、その理想の実現は遠い。様々な国々から構成される国際社会にあって、自国の生存を保障するためには依然「防衛」が必要なのであり、その担い手としての自衛隊はなくてはならぬ存在である。

自衛隊の使命は、我が国の防衛であるが、それ以外に、今後は、国連の平和維持活動や国際的な災害救援に積極的に協力していくことが必要となる。我が国の防衛に加えて、いわば国際的な安全保障に協力することを、これからの自衛隊の役割として明確にしていくべきである。

また自衛隊は特に外部からの侵略があったとき、自己の生命を危険にさらして任務にあたるのであり、それにふさわしい社会の評価と待遇が与えられなければならないことを強調しておきたい。

我が国が自国の安全を守り、国際社会の安定と平和に貢献していくためには、何よりも自衛隊に対する国民の理解と支援、そして評価の確立が不可欠なのである。

終 わ り に

「責任と平和」－経済力に見合った国際社会における責任を果たしつつ、我々の戦後の生き方である憲法に立脚する平和主義をどうとらえ直すか。

国際的責任を果たす上で現行憲法は足枷になると考えるか、あるいは国際的責任が不十分だと批判されようと非軍事の平和憲法を貫くことが東西冷戦終結後の国家の模範になると考えるのか。

我々委員会の議論の根底にはこの問いかけが常に存在した。端的に憲法改正の是非についても厳しい議論も交わしてきた。我々のこれまでの結論は、現行憲法の本来の精神は「自国本位の平和主義」という狭いものでなく、その下でもPKOへの協力等の自衛隊の平和的・人道的活用を含め国際的責任を果たす政策の余地は十分ある、という考え方である。しかしながら集団的自衛権の問題を始め、今後本委員会で検討を続けねばならない重要課題は多い。憲法と国際責任の問題は21世紀に向け我が国の国際的進路を決する上で是非とも取り組まねばならない最重要の課題である。この問題が政府のみならず国民各層でも十分に議論を尽くされることを期待する。湾岸戦争を契機とする国内論議の高まりを一過性のものに終わらせてはならない。国民一人一人が自国の国際社会の中での生き方、安全保障のあり方について見識をもち議論を深めていくことが成熟した世論と民主主義をつくり上げ、そのことが外に向かっての強い説得力ある自主的な日本の外交を可能にするものと確信する。

以 上

平成 2 年度 安全保障委員会活動状況

5月11日 正副委員長会議

「本年度活動方針について」

6月26日 スタッフ会

7月10日 講演会・常任委員会

「激動する欧州と日本の安全保障」

講 師 青山学院大学 国際政治経済学部教授 阪 中 友 久 氏

8月 1日 講演会・常任委員会

「アジア・太平洋地域の環境変化とわが国の安全保障」

講 師 防衛大学校 教授 西 原 正 氏

10月24日 常任委員会（国際交流委員会と共催）

「最新のソ連情勢について」

講 師 在大阪ソビエト社会主義共和国連邦総領事館
領 事 V. V. スラドコフ 氏

12月18日 講演会・常任委員会

「中東情勢の今後の展望」

講 師 神戸市外国語大学 教授 浅 井 信 雄 氏

平成 3 年

1月22日 講演会・常任委員会（国際問題委員会と共催）

「日米 産業競争の潮流」

講 師 カリフォルニア大学 バークレー校
教 授 ジョン・ザイスマン 氏

1月29日 スタッフ会 「論点の整理」

2月28日 常任委員会

「我が国の中東貢献策および外交・安全保障のあり方に関し自由討議」

3月20日 スタッフ会 「提言のポイントについて」

3月25日 常任幹事会にて委員会活動状況を中間報告

3月27日 常任委員会

「我が国の中東貢献策および外交・安全保障のあり方に関し自由討議」

平成3年度 安全保障委員会活動状況

- 4月 常任幹事、関係委員会正副委員長へのアンケート調査実施
- 4月24日 スタッフ会 「提言スケルトンの検討」
- 5月 9日 常任委員会
「湾岸戦争を踏まえた今後の我が国の外交・安全保障のあり方
に関する自由討議および提言スケルトンについて審議」
- 5月27日 正副委員長会議
「新年度の活動方針と提言の基本的スタンスの審議」
懇親会
- 6月 5日 講演会・常任委員会・晚餐懇談会
「湾岸戦争後の我が国の安全保障と国際貢献を考える」
講師 防衛庁顧問（前事務次官）西 廣 整 輝 氏
- 6月14日 スタッフ会 「提言案の検討」
- 6月19日 講演会・常任委員会・晚餐懇談会
「湾岸戦争後の日本外交を考える
－我が国の果たすべき国際的責務は何か－」
講師 外務省情報調査局長 佐 藤 行 雄 氏
- 6月21日 スタッフ会 「提言案の検討」
- 6月24日 スタッフ会 「提言案の検討」
- 7月 2日 講演会・常任委員会
「冷戦後の世界における我が国の安全保障を考える
－新しい国際秩序構築へ向けて－」
講師 外務省 特命全権大使（前東独大使）新 井 弘 一 氏
- 7月 3日 正副委員長会議 「提言案についての審議」
" スタッフ会 「提言案の検討」
" 京都大学法学部教授 高坂正堯氏に面談
- 7月10日 スタッフ会 「提言案の検討」
- 7月12日 常任委員会 「提言案の審議」
" スタッフ会 「提言案の検討」
- 7月23日 提言「冷戦後の世界で日本はどう生きるか
～国際的責任と新たな平和主義～」(案)を幹事会にて報告
- 7月31日 提言「冷戦後の世界で日本はどう生きるか
～国際的責任と新たな平和主義～」を記者発表

平成 3 年度 安全保障委員会常任委員会名簿

(敬称略・順不同)

委員長	遠井	藤上	義良	一昭	大井	和上	銀冷	行熱	副頭取
副委員長	柳		真健	雄二	サイマル・インターナショナル	丹羽	不動	産	社長
"	丹	羽	健康	平男	ク	ボ	タ	タ	社長
"	三	井	益英	介彦	関	西	電	力	専務
"	柴	田	恒		大	日	本	除	専務
"	上	山			住	友	商	事	社長
"	平	岩							取締役
常任委員	井岩	上井	義慎	國靖	ダオ	イリ	キン	工業	専務
	河北	合山	恒	一郎	住信	基礎	研究所	井	専務
	小	林		満	三和	信用	金庫	庫	専務
	斎	藤	顕	一	マッキンゼー	アンド	カンパニー	大阪副支社長	専務
	佐々	木	英	彰	住友電工	ハイテックス		会	専務
	島	崎		要	三菱	商	事	取締役	専務
	鈴木	木	孝	雄	住友	金属	工業	大阪副支社長	専務
	高田	橋	健次	郎彦	日本	貿易	振興	取締役	専務
	高橋		克	昭	大阪	銀	行	秘書・広報部長	専務
	武田	中		睦	関西	国際	空港	大阪本部長	専務
	田角	中	達	俊	ビル	デ	イン	顧問	専務
	鳥井	井	潤	二	日本	輸	入	社長	専務
	松原	原	義	周	三	菱	重	大阪支店長	専務
	満	蘭	郁	夫	松下	電	器	顧問	専務
	三村	好	成	一	丸	京	海	国際・法務	専務
	吉田	田	正	也	東	上	火	企画担当部長	専務
			倬		伊	藤	忠	顧問	専務
	井高	上橋	邦	薫	大	和	銀	渉外部部長	専務
	佐藤	藤	裕	夫	大	和	銀	渉外部次長	専務
	西尾	純	一	一	大	和	銀	企画部部長代理	専務
	前田	良	昭	坦	関	西	電	人事第一部企画課長	専務
	高橋				住	友	商	原子燃料部	専務
								原子燃料計画課長	専務
								大阪業務企画室次長	専務
事務局	萩梅	尾名	千義	里昭	関西	経済	同	友	常任幹事
	阪口	規	純	純	関西	経済	同	友	事務局
	山中	美枝	子	子	関西	経済	同	友	企画調査課長
					関西	経済	同	友	企画調査課

「 冷戦後の世界で日本はどう生きるか
～国際的責任と新たな平和主義～」

平成3年7月23日発行

発行者 社団法人 関西経済同友会

常任幹事 萩 尾 千 里
事務局長

大阪市北区中之島6丁目2番27号

電話 (06) 441-1031

印刷所 東洋印刷製本株式会社

大阪市東住吉区桑津4-6-17
